

ガス導管事業者の2022年度託送収支の 事後評価について

(趣旨)

2023年11月1日付けにて経済産業大臣及び各経済産業局長等から、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に意見聴取があったところ、11月10日の委員会において、料金制度専門会合で事務局にて行った評価を確認することとされた。その後、11月20日に開催された料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認したため、その結果を報告する。

加えて、11月20日の料金制度専門会合後に判明したガス導管事業者の収支状況を踏まえて、対応を整理したため報告する。

当該報告を踏まえ、経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答について御審議いただく。

1. ガス導管事業者の2022年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果について

2023年11月1日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、委員会に対して、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づくガス導管事業者の収支状況の確認について意見聴取があった。11月10日に開催された委員会において、料金制度専門会合で事務局にて行った評価を確認することとされた。

11月20日に開催された料金制度専門会合において、ガス導管事業者の2022年度託送収支の事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価を確認した。その結果について資料4-1のとおり報告する。

また、11月20日の料金制度専門会合後の11月24日に、近畿経済産業局から委員会事務局に対して一般ガス導管事業者である大津市のガス託送収支の報告（※）があり、確認したところ、2022年度終了時点での超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることが判明し、期日（2024年4月1日）までの値下げ届出を実施する予定であることを確認した。

※大津市から近畿経済産業局に対して11月14日に託送収支の報告がなされていたが、11月20日に開催された料金制度専門会合では議会未承認として事後評価の確認を行っていなかったもの。

2. 経済産業大臣及び各経済産業局長等への回答について

上記1. を踏まえ、委員会として資料4-2のとおり、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答を行うこととしたい。

(1) 事後評価の対象事業者のうち以下の2社については、2022年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過したため、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

42 なお、大津市については、料金制度専門会合では託送収支が議会未承認であるとして
43 事後評価の確認を行っていないものの、従前の例に照らしてENEOSエルエヌジーサ
44 ービスや過去に同様に超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者と同様に取り扱
45 うことが妥当と考えられ、今年度の事後評価の結果として、今回の意見回答に含めるこ
46 ととしたい。(11月20日の料金制度専門会合で、大津市以外で議会未承認として事後
47 評価の確認を行っていなかった東金市、習志野市については、超過利潤累積額等が一定
48 水準額を超過していないことを確認した。伊奈都市ガス、エネクルについては、託送収
49 支が現時点で公表されていないため、変更命令を行う必要性は現時点で確認されていな
50 い。)

- 51 ▶ ENEOSエルエヌジーサービス、大津市
52 ※2024年4月1日
53

54 (2) 事後評価の対象事業者のうち由利本荘市、東海ガス(下仁田地区)、魚沼市、館林瓦
55 斯、福山ガス、山口合同ガス、筑後ガス圧送の7社について、2022年度終了時点で
56 の想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過した。

57 このうち福山ガスについて、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合
58 理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。残りの以下の6社について、期
59 日*までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長か
60 ら変更命令を行う。

- 61 ▶ 由利本荘市、東海ガス(下仁田地区)、魚沼市、館林瓦斯、山口合同ガス、筑後ガス
62 圧送
63 ※2024年1月1日：館林瓦斯、山口合同ガス
64 ※2024年4月1日：由利本荘市、東海ガス(下仁田地区)、魚沼市、筑後ガス圧送
65

66 (3) 上記(1)(2)に該当しない事業者については、託送供給約款の変更を命ずること
67 が必要とは認められなかった。

68
69 (4) 対象事業者全体の確認結果は別紙(資料4-2別紙)のとおり。
70
71
72

以上

73 (参考) 経緯・開催実績

74 2023年11月 1日 経済産業大臣及び各経済産業局長等から電力・ガス取引監視等委
75 員会へ意見聴取
76 11月10日 第474回電力・ガス取引監視等委員会
77 11月20日 第50回料金制度専門会合
78 12月 8日 第479回電力・ガス取引監視等委員会(本日)
79 (経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答の審議)
80

※「4. 2021年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）」、及び「5. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないとされた会計年度4-3月事業者の2023年度の期中における実績確認（2022年度事後評価に係るもの）」については、2022年度託送収支の事後評価に関する内容でないため割愛。

ガス導管事業者の託送収支の 事後評価について

第50回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2023年11月20日



資料の構成

1. 2022年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2021年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）
5. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないとされた会計年度4-3月事業者の2023年度の期中における実績確認（2022年度事後評価に係るもの）

ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- 電力・ガス取引監視等委員会（2023年11月10日開催）にて、料金制度専門会合において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2022年度託送収支の事後評価を行うこととされた。

1. 趣旨

2023年11月1日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、委員会に対して、ガス導管事業者の収支状況の確認について意見聴取があったところ。これを踏まえて、事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価を確認いただきたい。

また、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うこととする。

2. 進め方

1) 対象事業者

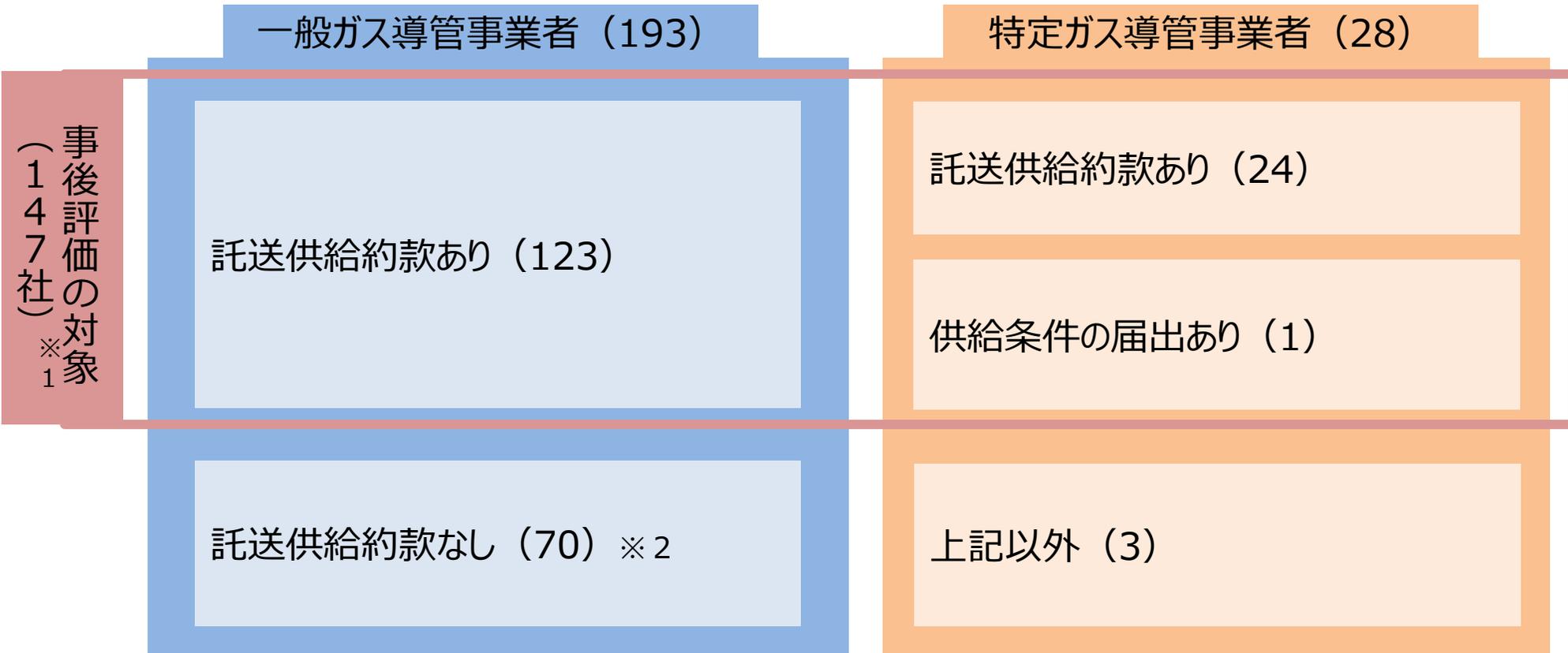
託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全147社）

2) 評価内容

- 料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
 - ②追加的な分析・評価

事後評価の対象事業者について

- 全国のカス導管事業者（220社※1）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147社）について、2022年度収支状況を評価する。



※1 一般と特定の両方のライセンスを所有している事業者が1社あるため、合計が合わない。

※2 ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※※ 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

資料の構成

1. 2022年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2021年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）
5. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないとされた会計年度4-3月事業者の2023年度の期中における実績確認（2022年度事後評価に係るもの）

本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

- 本年度の法令に基づく事後評価は、昨年度までと同様、ガス事業法等処分審査基準を踏まえ以下の進め方で実施する。
- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。（ストック管理）
- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「-5%」を超えている事業者を抽出する。（フロー管理）
- 上記いずれかに該当する事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、本委員会の意見を回答する予定。

(参考：2023年11月10日 電力・ガス取引監視等委員会 資料3)

- 各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

(参考) 昨年度の事後評価 (法令に基づく事後評価)

- 昨年度の法令に基づく事後評価の結果は以下のとおり。

第25回料金制度専門会合
(2022年11月14日)
資料4より抜粋

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 今年度値下げを行った事業者を除き、4社（仙南ガス、ENEOSエルエヌジーサービス、犬山瓦斯、中部電力ミライズ）については、2021年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。これら4社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2023年1月1日：犬山瓦斯

2023年4月1日：仙南ガス、中部電力ミライズ

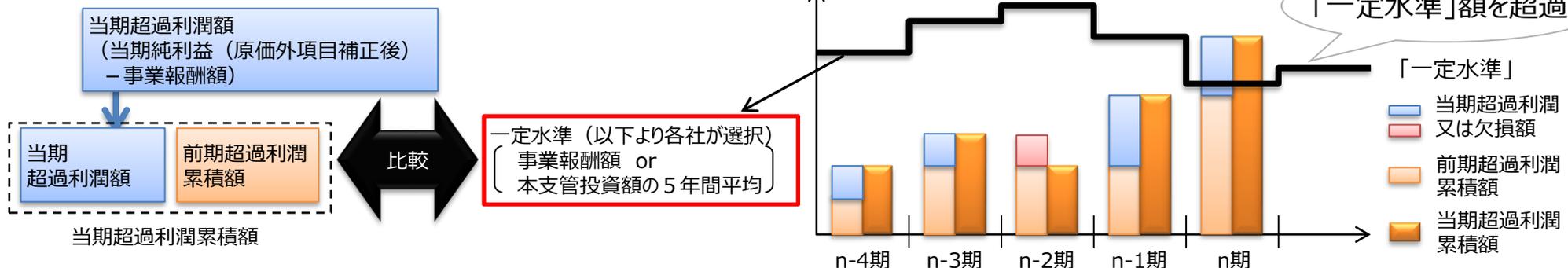
2024年4月1日：ENEOSエルエヌジーサービス

- また、今年度値下げを行った事業者を除き、3社（広島ガス、福山ガス、山口合同ガス）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。一方、これら3社について、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 2022年度託送収支にて、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合、又は、想定単価と実績単価の乖離率が-5%を超過した場合は、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出等が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>



当期超過利潤累積額が、「一定水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動**（※1）

（※1） n年度の当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに料金の値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動（n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く）。

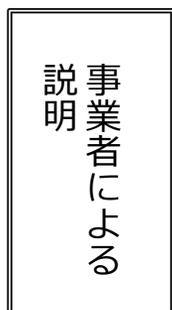
<フロー管理方式>

【STEP 1】



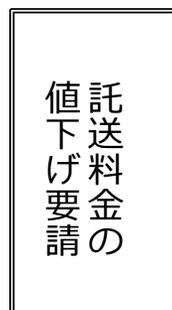
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】



現行の託送料金水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】



一定の乖離率（マイナス5%）を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な料金の値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動（※2）



（※2） 原価算定期間（原則3年）等が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。 8

ガス導管事業者の超過利潤の状況①（結果概要）

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 3社（うち1社においては2地区）（仙南ガス、ENEOSエルエヌジーサービス、関西電力（堺地区及び姫路地区））は、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
 - 仙南ガス、関西電力（堺地区及び姫路地区）の2社（うち1社においては2地区）については、2023年4月1日に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外。

超過利潤累積額 (2022年度末)	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	事業者数 (3月決算)	事業者数 (3月決算以外)	
一定水準額超過	1 ・仙南ガス	0	3 ・ENEOSエルエヌジーサービス ・関西電力（堺地区及び姫路地区）	0	4
一定水準額の2/3～3/3	5	2	0	0	7
一定水準額の1/3～2/3	1	6	4	0	11
0～一定水準額の1/3	7	5	3	0	15
0未満	59	60	18	5	142

※ 各社公表資料（2023年11月17日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
- 東金市、習志野市、大津市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2023年12月末まで、エネクル、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2024年1月末までとなり、2023年11月17日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②（料金の値下げ届出の確認）

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した1社については、原則、このまま翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となりうる。
- 当該事業者については、期日※2までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認した。

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

※2 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下、本頁において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。

ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。

▶ 2024年4月1日：1社（ENEOSエルクエジーサービス）

<参考> ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（特定ガス導管事業者関連）

第2 処分の基準

（39） 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④ （略）

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。

イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

（i） 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（39）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

（ii） 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この（ii）において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たってはガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

ガス導管事業者の乖離率の状況①（結果概要）

- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率の結果は以下の通り。
- 7社（由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、福山ガス、山口合同ガス、筑後ガス圧送）において、乖離率が、変更命令の発動基準となる「-5%」を超過している。

乖離率（2022年度末）	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	
-5%を超過	3 ・由利本荘市 ・東海ガス（下仁田地区） ・魚沼市	3 ・館林瓦斯 ・福山ガス ・山口合同ガス	1 ・筑後ガス圧送	0	7
-5% ~ -2.5%	2	4	1	0	7
-2.5% ~ 0%	9	6	0	0	15
0%より大きい	38	31	10	1	80

※ 各社公表資料（2023年11月17日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
- 現行託送料金の原価算定期間が終了していない事業者にあつては、乖離率計算書が作成されないため。
- 承認特定ガス導管事業者にあつては、フロー管理が行われず、評価の対象外となるため。
- 東金市、習志野市、大津市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2023年12月末まで、エネクル、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2024年1月末までとなり、2023年11月17日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の乖離率の状況②-1（料金の値下げ届出等の確認）

- 乖離率が－5%を超過した7社については、このまま翌事業年度の開始の日※1までに料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長※2の変更命令の対象となりうる。
- 他方で、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- これを踏まえ、乖離率が－5%を超過した事業者から、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか、又は、合理的な説明をするかの確認をしたところ、その結果は次頁のとおり。

※1 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が－5%を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

➢ 2024年1月1日：3社（館林ガス、福山ガス、山口合同ガス）

➢ 2024年4月1日：4社（由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、筑後ガス圧送）

※2 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

<参考> ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（23） 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① （略）

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況②-2（料金の値下げ届出等の確認）

- 以下の表のとおり、6社において期日までに料金の値下げ届出を実施する予定、1社において合理的な説明を実施するとの回答であった。
- 前者については、今後、料金の値下げ届出の内容を確認することとし、後者については、その説明が合理的かどうかの確認を行った（次頁以降）。
- なお、今回合理的かどうかの確認を行う福山ガスについては、一昨年度及び昨年度の事後評価においても乖離率が-5%を超過し、説明が合理的であることを確認して、値下げを行わないこととしていたものである。

期日までに料金の値下げ届出を実施予定 （一般ガス導管事業者5社・特定ガス導管事業者1社）		合理的な説明を実施 （一般ガス導管事業者1社）	
事業者名	乖離率	事業者名	乖離率
由利本荘市	-6.55%	福山ガス	-36.64%
東海ガス（下仁田地区）	-35.64%		
魚沼市	-15.59%		
館林瓦斯	-6.85%		
山口合同ガス	-8.17%		
筑後ガス圧送	-14.23%		

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：概要）

- 福山ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1910/4	広島県 福山市	25,875万円	86人	広島県 福山市	47,723個	無

※会社HP、2022年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値
想定原価（千円） (①)	6,281,998
想定需要量（千m ³ ） (②)	158,055
想定単価（円／m ³ ） (③ = ① / ②)	39.74
実績費用（千円） (④)	6,447,489
実績需要量（千m ³ ） (⑤)	256,048
実績単価（円／m ³ ） (⑥ = ④ / ⑤)	25.18
乖離率 (%) (⑥ / ③ - 1) × 100	-36.64

ガス導管事業者の乖離率の状況③ (福山ガス：合理的な理由の有無の確認)

- 福山ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【福山ガスの説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年から2024年にかけて特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、他の需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、-0.18%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。
- なお当初、福山ガスは、大口需要家A社が2018年～2023年にA社の供給設備を改修工事し使用できなくなるため、その間のガス不足を補うことを目的にA社への都市ガス供給量を大幅に増大させる計画としていた。大口需要家A社は一部の設備を竣工させているが、他の設備の改修工事は継続中であり、2023年中には工事は完了しない見通し。このため、2024年は、A社への増量供給は継続する予定となっている。

【乖離原因の詳細】

(単位：千m³)

	2020	2021	2022
想定需要量※1	52,647	52,673	52,735
実績需要量	86,068	95,464	74,516
うちA社の需要増※2	+34,487	+39,874	+19,473

※1 想定需要量は、2017～2019の想定需要量を元に記載
 ※2 A社の需要増は2017年の実績需要量を基準とした

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価 (千円) (①)	6,281,998
想定需要量 (千m ³) (②)	158,055
想定単価 (円/m ³) (③ = ①/②)	39.74
実績費用 (千円) (④)	6,436,112
実績需要量 (千m ³) (⑤)	162,214
実績単価 (円/m ³) (⑥ = ④/⑤)	39.67
乖離率 (%) (⑥/③ - 1) × 100	-0.18



- 福山ガスからの説明は今回の事後評価においては合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。その上で、今後の需要量について継続的に確認していくこととしたい。

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 今年度値下げを行った事業者を除き、1社（ENEOSエリエヌジーサービス）については、2022年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。この1社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2024年4月1日：ENEOSエリエヌジーサービス

- 7社（由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、福山ガス、山口合同ガス、筑後ガス圧送）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。一方、このうち1社（福山ガス）について、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、こちらは変更命令の対象外とする。残りの6社（由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、山口合同ガス、筑後ガス圧送）について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2024年1月1日：館林瓦斯、山口合同ガス

※2024年4月1日：由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、筑後ガス圧送

資料の構成

1. 2022年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2021年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）
5. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないとされた会計年度4-3月事業者の2023年度の期中における実績確認（2022年度事後評価に係るもの）

今後のスケジュール（ガス導管事業者の託送収支の事後評価）

- 本日、法令に基づく事後評価についてとりまとめる。
- また、年度内を目途に、ストック管理・フロー管理の結果を受け、料金の値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行い、今年度の事後評価のとりまとめを行う。

	時期	内容
2023年度中	11/20 【本日】	・法令に基づく事後評価
	12月上旬	・法令に基づく意見回答（電力・ガス取引監視等委員会）
	2月中旬	・料金の値下げ届出内容の確認等、とりまとめ ※2024年1月1日値下げ届出期限（館林ガス、山口合同ガス）
	2月中	・とりまとめ結果報告（電力・ガス取引監視等委員会）

(関係条文) ガス事業法 (一般ガス導管事業者関連)

(託送供給約款)

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2～13 (略)

(託送供給約款に関する命令及び処分)

第五十条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (一般ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(23)において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(関係条文) ガス事業法 (特定ガス導管事業者関連)

(託送供給約款)

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3 特定ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
- 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (特定ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④ (略)

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。

イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

(i) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(39)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

(ii) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この(ii)において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たってはガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と特定ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(関係条文) ガス事業法 (承認特定ガス導管事業者関連)

(承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件)

- 第七十七条 前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 承認特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
 - 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 承認特定ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
- 4 経済産業大臣は、託送供給に関して、承認特定ガス導管事業者と当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。
- 5 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認特定ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (承認特定ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(40) 法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④ (略)

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第77条第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金の改定（以下この(40)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と承認特定ガス導管事業者との間に同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

経済産業省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和5年11月1日付け20231023資第5号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・東京ガスネットワーク株式会社 | 法人番号 1010401159334 |
| ・大阪ガスネットワーク株式会社 | 法人番号 1120001236530 |
| ・東邦ガスネットワーク株式会社 | 法人番号 9180001145487 |
| ・西部瓦斯株式会社 | 法人番号 6290001088579 |
| ・東部瓦斯株式会社 | 法人番号 3010001051798 |
| ・株式会社 I N P E X | 法人番号 7010401078520 |
| ・石油資源開発株式会社 | 法人番号 3010001108219 |
| ・静浜パイプライン株式会社 | 法人番号 8080001011618 |
| ・南遠州パイプライン株式会社 | 法人番号 8080401018709 |
| ・株式会社 J E R A | 法人番号 6010001167617 |

経済産業省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

北海道経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

2023年11月1日付け20231017北海道第3号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・北海道瓦斯株式会社	法人番号 5430001021815
・旭川ガス株式会社	法人番号 1450001000317
・釧路ガス株式会社	法人番号 1460001000398
・室蘭ガス株式会社	法人番号 3430001057118
・苫小牧ガス株式会社	法人番号 3430001053447
・エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社	法人番号 7430001032521
・釧路エルエヌジー株式会社	法人番号 2460001005223

経 済 産 業 省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

東北経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和5年11月1日付け20231019東北第15号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、ENEOSエルエヌジーサービス株式会社については当期超過利潤累積額が一定水準額を超過、由利本荘市については想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過していました。

ENEOSエルエヌジーサービス株式会社、及び由利本荘市については期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま当該事業者から令和6年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 八戸ガス株式会社 | 法人番号 6420001006394 |
| ・ 塩釜ガス株式会社 | 法人番号 6370601000348 |
| ・ 仙南ガス株式会社 | 法人番号 7370101000129 |
| ・ のしろエネルギーサービス株式会社 | 法人番号 9410001007498 |
| ・ 山形ガス株式会社 | 法人番号 2390001001956 |

・酒田天然瓦斯株式会社	法人番号 7390001006240
・庄内中部ガス株式会社	法人番号 2390001008092
・福島ガス株式会社	法人番号 6380001001400
・由利本荘市	法人番号 5000020052108
・男鹿市	法人番号 2000020052060
・仙台市ガス局	法人番号 8000020041009
・庄内町	法人番号 9000020064289
・ENEOS エルエヌジーサービス株式会社	法人番号 3420001013451
・東北天然ガス株式会社	法人番号 6370001011409
・秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号 5410001000259

経済産業省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和5年11月1日付け20231023関東第39号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯については想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過していました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま館林瓦斯については令和6年1月1日、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市については令和6年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|------------|--------------------|
| ・足利ガス株式会社 | 法人番号 4060001018230 |
| ・佐野瓦斯株式会社 | 法人番号 2060001020353 |
| ・栃木ガス株式会社 | 法人番号 1060001016501 |
| ・北日本ガス株式会社 | 法人番号 9060001014092 |
| ・桐生瓦斯株式会社 | 法人番号 3070001015806 |

・館林瓦斯株式会社	法人番号 4070001021811
・伊勢崎ガス株式会社	法人番号 7070001013070
・太田都市ガス株式会社	法人番号 3070001018858
・武州瓦斯株式会社	法人番号 7030001055496
・埼玉ガス株式会社	法人番号 3030001086330
・東彩ガス株式会社	法人番号 8030001051263
・大東ガス株式会社	法人番号 3030001056382
・西武ガス株式会社	法人番号 8030001089452
・本庄ガス株式会社	法人番号 2030001060385
・武蔵野瓦斯株式会社	法人番号 5030001026664
・角栄ガス株式会社	法人番号 9011001005458
・鷺宮ガス株式会社	法人番号 6030001031267
・日高都市ガス株式会社	法人番号 7030001089817
・幸手都市ガス株式会社	法人番号 7030001031423
・入間ガス株式会社	法人番号 5030001026755
・坂戸ガス株式会社	法人番号 6030001068771
・松栄ガス株式会社	法人番号 2030001071044
・伊奈都市ガス株式会社	法人番号 1030001042293
・株式会社エネクル	法人番号 9030001147300
・フジオックス株式会社	法人番号 7011501008490
・京葉瓦斯株式会社	法人番号 8040001026108
・大多喜ガス株式会社	法人番号 3040001059104
・野田ガス株式会社	法人番号 6040001071428
・東日本ガス株式会社	法人番号 6040001066700
・京和ガス株式会社	法人番号 9040001038011
・日本瓦斯株式会社	法人番号 9010001061924
・昭島ガス株式会社	法人番号 8012801001829
・青梅ガス株式会社	法人番号 2013101003471
・武陽ガス株式会社	法人番号 3013101000328
・小田原瓦斯株式会社	法人番号 4021001032398
・秦野瓦斯株式会社	法人番号 7021001022743
・厚木瓦斯株式会社	法人番号 3021001019215
・湯河原瓦斯株式会社	法人番号 1021001032054
・北陸瓦斯株式会社	法人番号 5110001004983
・新発田ガス株式会社	法人番号 5110001012623
・越後天然ガス株式会社	法人番号 4110001008110
・蒲原瓦斯株式会社	法人番号 5110001008233

・ 栄ガス消費生活協同組合	法人番号 8110005005620
・ 白根瓦斯株式会社	法人番号 3110001015660
・ 吉田ガス株式会社	法人番号 4090001010259
・ 東京ガス山梨株式会社	法人番号 2090001001128
・ 松本ガス株式会社	法人番号 8100001014056
・ 上田ガス株式会社	法人番号 9100001009559
・ 諏訪瓦斯株式会社	法人番号 1100001018402
・ 長野都市ガス株式会社	法人番号 3100001004887
・ 株式会社エナキス	法人番号 4100001010083
・ 静岡ガス株式会社	法人番号 4080001002686
・ 熱海瓦斯株式会社	法人番号 5080101012519
・ 御殿場ガス株式会社	法人番号 8080101004050
・ 東海ガス株式会社	法人番号 6080001015050
・ 島田ガス株式会社	法人番号 8080001013060
・ 中遠ガス株式会社	法人番号 9080401014392
・ 袋井ガス株式会社	法人番号 5080401017309
・ 東金市	法人番号 7000020122131
・ 習志野市	法人番号 6000020122165
・ 白子町	法人番号 1000020124249
・ 大網白里市	法人番号 8000020122394
・ 九十九里町	法人番号 8000020124036
・ 長南町	法人番号 1000020124273
・ 上越市	法人番号 9000020152226
・ 妙高グリーンエナジー株式会社	法人番号 8110001035943
・ 小千谷市	法人番号 4000020152081
・ 魚沼市	法人番号 8000020152251
・ 糸魚川市	法人番号 7000020152161
・ 南富士パイプライン株式会社	法人番号 8080101010255
・ 日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号 4010001108597
・ 川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号 9010401054809
・ 関東天然瓦斯開発株式会社	法人番号 7010001034774
・ 鈴与商事株式会社	法人番号 1080001002318
・ 扇島都市ガス供給株式会社	法人番号 2020001123432

経済産業省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和5年11月1日付け20231019中部第13号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・ サーラエナジー株式会社 | 法人番号 7180301006250 |
| ・ 犬山瓦斯株式会社 | 法人番号 9180001080718 |
| ・ 津島瓦斯株式会社 | 法人番号 2180001096522 |
| ・ 大垣ガス株式会社 | 法人番号 1200001013368 |
| ・ 中部電力ミライズ株式会社 | 法人番号 2180001135973 |

経 済 産 業 省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和5年11月1日付け20231017北陸第18号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- ・ 日本海ガス株式会社
- ・ 高岡ガス株式会社

法人番号 2230001002284

法人番号 2230001010411

経済産業省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和5年11月1日付け20231026近畿第11号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、大津市については当期超過利潤累積額が一定水準額を超過していました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和6年4月1日までに届出が行われな
い場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-------------|-------------------|
| ・甲賀協同ガス株式会社 | 法人番号6160001005068 |
| ・河内長野ガス株式会社 | 法人番号2120101033546 |
| ・伊丹産業株式会社 | 法人番号5140001077993 |
| ・大和ガス株式会社 | 法人番号2150001013744 |

- ・桜井ガス株式会社
- ・株式会社大武
- ・大津市
- ・関西電力株式会社

法人番号9150001009315

法人番号3150001012489

法人番号9000020252018

法人番号3120001059632

経済産業省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和5年11月1日付け20231017中国第5号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、福山瓦斯株式会社、山口合同ガス株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

山口合同ガス株式会社については、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和6年1月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

他方で、福山瓦斯株式会社については、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- ・ 岡山ガス株式会社
- ・ 水島瓦斯株式会社

法人番号 5260001001009

法人番号 2260001014888

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 広島ガス株式会社 | 法人番号 2240001009205 |
| ・ 福山瓦斯株式会社 | 法人番号 5240001032666 |
| ・ 山口合同ガス株式会社 | 法人番号 6250001006503 |
| ・ 瀬戸内パイプライン株式会社 | 法人番号 8240001015759 |
| ・ 水島エルエヌジー株式会社 | 法人番号 9260001015302 |

経済産業省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

四国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和5年11月1日付け20231020四国第9号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- ・ 四国ガス株式会社
- ・ 四国電力株式会社

法人番号4500001011652

法人番号9470001001933

経済産業省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和5年11月1日付け20231020九州第5号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、筑後ガス圧送については想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過していました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和6年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・ 大牟田瓦斯株式会社 | 法人番号 7290001053730 |
| ・ 筑紫ガス株式会社 | 法人番号 2290001040907 |
| ・ 高松ガス株式会社 | 法人番号 5290801011286 |
| ・ 久留米ガス株式会社 | 法人番号 7290001051593 |
| ・ 鳥栖ガス株式会社 | 法人番号 4300001006251 |
| ・ 佐賀ガス株式会社 | 法人番号 5300001003512 |
| ・ 九州ガス株式会社 | 法人番号 3310001007919 |

・ 大分瓦斯株式会社	法人番号 1320001006228
・ 宮崎瓦斯株式会社	法人番号 5350001001692
・ 日本瓦斯株式会社	法人番号 4340001003385
・ 加治木瓦斯株式会社	法人番号 7340001007846
・ 国分隼人ガス株式会社	法人番号 6340001007244
・ 九州ガス圧送株式会社	法人番号 2290001025908
・ 三愛オブリ株式会社	法人番号 2010701003604
・ 筑後ガス圧送株式会社	法人番号 8290001059157

経 済 産 業 省

20231101電委第10号
令和5年12月●日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和5年11月1日付け府経エ燃第341号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の令和4年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・ 沖縄ガス株式会社

法人番号 6360001000288

ガス導管事業者の2022年度託送収支の結果について

(単位:千円)

(単位:円、%)

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理							フロー管理		
			営業収益	営業費用	営業利益又は 営業損失	当期純利益又は 当期純損失	当期超過利潤 額累積額又は 欠損累積額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
1. 本省所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
東京ガスネットワーク	一般	4-3月										
東京ガスネットワーク(東京地区等)	一般	4-3月	289,181,970	291,779,852	▲2,597,881	▲7,214,266	▲49,926,789	67,889,130	0	20.72	22.81	10.09
東京ガスネットワーク(群馬地区)	一般	4-3月	6,734,334	7,687,404	▲953,070	▲1,061,405	▲3,374,751	1,764,517	0	34.37	39.85	15.94
大阪ガスネットワーク	一般	4-3月	192,878,093	180,331,589	12,546,504	7,760,264	▲2,166,947	27,924,505	0	22.51	24.51	8.86
東邦ガスネットワーク	一般	4-3月	75,491,283	73,382,551	2,108,732	1,351,755	3,142,805	20,398,015	0	19.15	20.94	9.36
西部瓦斯	一般	4-3月	25,171,099	26,441,241	▲1,270,142	▲1,466,092	▲6,211,119	5,738,604	0	30.33	34.89	15.01
石油資源開発	特定	4-3月	***	***	670,296	360,838	▲5,586,446	1,545,440	0	7.17	8.84	23.24
南遠州パイプライン	特定	4-3月	220,913	253,598	▲32,685	▲49,764	▲160,607	70,139	0	20.80	28.18	35.48
J E R A	特定	4-3月										
J E R A(東日本)	特定	4-3月	***	***	▲587,660	▲692,096	▲978,576	436,585	0	-	-	-
J E R A(知多)	特定	4-3月	***	***	36,818	22,211	13,996	23,206	0	1.54	1.74	12.99
J E R A(四日市コンビナート)	特定	4-3月	***	***	21,655	14,362		7,148	0	-	-	-
J E R A(北勢)	特定	4-3月	***	***	▲17,706	▲49,175	▲358,787	122,608	0	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												
東部瓦斯	一般	1-12月										
東部瓦斯(秋田地区)	一般		2,365,945	2,260,156	105,789	82,098	▲131,787	550,724	0	45.89	44.49	▲3.05
東部瓦斯(福島・茨城地区)	一般		5,623,643	4,904,248	719,395	516,757	444,755	1,002,358	0	25.81	25.13	▲2.63
I N P E X	特定	1-12月	***	***	7,593,227	5,948,664	▲34,035,888	6,501,469	0	-	-	-
静浜パイプライン	特定	1-12月	3,738,178	3,109,724	628,454	339,396	▲622,011	256,835	0	-	-	-
2. 北海道局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
北海道瓦斯	一般	4-3月	19,448,312	16,811,673	2,636,639	1,822,636	4,475,685	5,509,432	0	30.93	30.02	▲2.94
旭川ガス(江別地区)	一般	4-3月	775,366	657,848	117,518	88,653	155,120	227,562	0	58.18	63.12	8.49
釧路ガス	一般	4-3月	1,687,951	1,741,413	▲53,462	▲34,581	▲177,466	445,025	0	41.03	40.73	▲0.73
室蘭ガス	一般	4-3月	604,766	567,925	36,841	19,360	▲153,952	223,568	0	53.13	57.74	8.68
苫小牧ガス	一般	4-3月	1,080,460	1,034,920	45,540	53,455	0	425,745	0	-	-	-
北海道瓦斯	特定	4-3月	205,481	203,547	1,933	1,523	▲4,066	8,317	0	14.28	15.98	11.90
エア・ウォーター・ライフソリューション	特定	4-3月	146,915	145,149	1,766	1,272	▲110,295	5,274	0	18.85	22.48	19.26
釧路エルエヌジー	特定	4-3月	***	***	***	▲35,448	▲156,735	***	***	3.749	***	***
3. 東北局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
仙南ガス	一般	4-3月	75,860	73,528	2,332	30	5,542	1,639	3,903	43.88	43.20	▲1.60
のしろエネルギーサービス	一般	4-3月	54,180	59,036	▲4,856	▲5,388	14,984	1,988	0	65.52	66.82	2.00
庄内中部ガス	一般	4-3月	128,701	122,120	6,581	5,371	▲7,054	24,394	0	50.86	49.98	▲1.73
仙台市	一般	4-3月	9,194,310	7,874,022	1,320,288	1,225,846	▲603,828	1,702,295	0	34.06	35.21	3.38

由利本荘市	一般	4 - 3月	357,640	302,759	54,881	84,026	2,827	130,270	0	42.92	40.11	▲ 6.55
男鹿市	一般	4 - 3月	229,237	198,310	30,927	35,895	▲ 13,779	84,432	0	111.95	112.19	0.20
庄内町	一般	4 - 3月	132,184	137,800	▲ 5,617	▲ 5,569	▲ 85,585	12,860	0	36.73	41.09	11.87
ENEOSエールエヌサービス	特定	4 - 3月	945,766	713,666	232,100	152,813	174,898	1,006	173,892	-	-	-
東北天然ガス	特定	4 - 3月	***	***	14,080	9,516	2,887	8,298		15.96	15.99	0.19
秋田県天然瓦斯輸送	特定	4 - 3月	***	***	1,284	1,010	▲ 8,080	9,138		13.00	12.86	▲ 1.08
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												
八戸ガス	一般	1 - 12月	533,152	463,596	69,556	119,135	▲ 198,326	49,783	0	75.97	73.58	▲ 3.15
塩釜ガス	一般	1 - 12月	345,040	347,931	▲ 2,891	▲ 3,266	▲ 98,235	51,420	0	54.16	53.34	▲ 1.51
山形ガス	一般	1 - 12月	966,655	1,090,507	▲ 123,852	▲ 113,019	▲ 952,682	289,465	0	71.68	80.19	11.87
酒田天然瓦斯	一般	1 - 12月	291,333	330,429	▲ 39,096	▲ 41,868	▲ 317,369	92,235	0	45.35	64.40	42.01
福島ガス	一般	1 - 12月	1,712,452	1,738,200	▲ 25,748	24,969	▲ 359,099	535,109	0	41.77	44.22	5.85
4. 関東局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
足利ガス→事業年度12月から3月に変更	一般	4 - 3月	1,771,288	1,804,591	▲ 33,303	▲ 41,799	▲ 755,520	332,575	0	30.72	31.95	4.00
栃木ガス	一般	4 - 3月	241,505	216,783	24,722	17,730	5,516	54,600	0	52.67	52.10	▲ 1.07
北日本ガス	一般	4 - 3月	2,015,283	1,895,808	119,475	82,066	▲ 54,453	460,367	0	-	-	-
東海ガス(下仁田地区)	一般	4 - 3月	119,158	141,919	▲ 22,761	▲ 23,394	▲ 62,368	74,355	0	106.10	68.28	▲ 35.64
武州瓦斯	一般	4 - 3月	11,449,021	10,915,845	533,176	416,611	▲ 1,832,226	3,986,907	0	38.96	42.88	10.06
東彩ガス	一般	4 - 3月										
東彩ガス(本社・蓮田地区)	一般		6,546,162	5,748,948	797,214	580,292	1,527,739	1,778,125	0	43.86	43.02	▲ 1.92
東彩ガス(北本地区)	一般		3,883,111	3,393,777	489,334	357,110	515,433	594,400	0	61.02	64.36	5.48
大東ガス	一般	4 - 3月	4,003,883	4,400,717	▲ 396,834	▲ 267,257	▲ 2,972,841	1,332,754	0	35.20	38.46	9.00
西武ガス	一般	4 - 3月	532,610	567,475	▲ 34,865	▲ 34,137	▲ 152,895	185,842	0	58.70	64.94	10.63
鷲宮ガス	一般	4 - 3月	546,318	493,674	52,644	38,321	▲ 113,386	123,066	0	36.09	35.25	▲ 2.33
日高都市ガス	一般	4 - 3月	478,189	502,633	▲ 24,444	▲ 29,702	▲ 108,551	85,152	0	80.68	91.39	13.27
坂戸ガス	一般	4 - 3月	1,416,140	1,260,119	156,021	113,471	41,707	346,495	0	51.10	54.81	7.26
松栄ガス	一般	4 - 3月	660,990	547,004	113,986	81,943	112,716	130,916	0	47.28	47.06	▲ 0.47
東日本ガス	一般	4 - 3月	2,793,717	2,494,206	299,511	223,883	▲ 36,254	899,929	0	-	-	-
日本瓦斯	一般	4 - 3月										
日本瓦斯株式会社(南平台・初山地区)	一般		5,022	10,843	▲ 5,821	▲ 5,823	▲ 21,379	0	0	21.42	40.80	90.48
日本瓦斯株式会社(我孫子地区)	一般		24,691	29,984	▲ 5,293	▲ 5,168	▲ 20,035	0	0	33.22	48.73	46.68
日本瓦斯株式会社(蓮田・白岡地区)	一般		24,044	34,381	▲ 10,337	▲ 10,217	▲ 55,408	730	0	39.89	55.59	39.36
日本瓦斯株式会社(富里・成田地区)	一般		47,460	56,464	▲ 9,004	▲ 9,051	▲ 24,280	5,000	0	24.27	25.10	3.41
日本瓦斯株式会社(真岡地区)	一般		108,659	108,659	6,970	5,856	▲ 70,040	19,986	0	67.27	77.99	15.93
日本瓦斯株式会社(もえぎ野地区)	一般		4,850	7,488	▲ 2,638	▲ 2,610	▲ 23,704	0	0	53.76	85.50	59.05
東金市	一般	4 - 3月	361,203	357,107	4,096	4,336	▲ 109,410	65,096	0	28.85	30.88	7.04
習志野市	一般	4 - 3月	2,025,948	2,033,456	-7508	9203	▲ 181,946	628,326	0	31.80	33.14	4.21
白子町	一般	4 - 3月	119,753	131,057	▲ 11,304	▲ 3,567	▲ 80,312	16,935	0	45.76	59.00	28.93
大網白里市	一般	4 - 3月	244,307	244,902	▲ 595	1,658	▲ 54,951	79,687	0	33.00	35.00	6.00
九十九里町	一般	4 - 3月	159,361	137,000	22,361	32,247	▲ 35,991	11,895	0	46.80	54.20	15.80
長南町	一般	4 - 3月	266,355	272,417	▲ 6,062	12,202	▲ 91,930	0	0	34.55	32.83	▲ 4.98
小田原瓦斯	一般	4 - 3月	2,142,600	1,817,460	325,140	245,241	103,121	416,000	0	-	-	-

京和ガス	一般	1 - 12月	1,289,213	1,311,960	▲ 22,747	▲ 5,459	▲ 372,175	348,994	0	43.46	42.72	▲ 1.70
秦野瓦斯	一般	1 - 12月	638,698	562,675	76,023	52,140	▲ 137,072	105,926	0	33.57	32.89	▲ 2.02
厚木瓦斯	一般	1 - 12月	2,348,472	2,090,378	258,094	201,293	▲ 219,715	721,836	0	32.75	32.64	▲ 0.34
湯河原瓦斯	一般	1 - 12月	137,788	130,221	7,568	4,105	▲ 6,069	58,000	0	-	-	-
新発田ガス	一般	1 - 12月	1,947,463	2,417,611	▲ 470,148	▲ 441,038	0	733,400	0	-	-	-
越後天然ガス	一般	1 - 12月	1,230,673	1,405,616	▲ 174,944	▲ 167,810	▲ 683,995	256,766	0	29.85	33.12	10.98
吉田ガス	一般	1 - 12月	957,414	868,252	89,161	64,838	1,578	234,080	0	0.00	0.00	0.00
松本ガス	一般	1 - 12月	2,667,778	2,379,022	288,756	238,372	178,997	402,101	0	-	-	-
諏訪瓦斯	一般	1 - 12月	872,834	854,160	18,674	14,662	▲ 50,040	197,676	0	-	-	-
静岡ガス	一般	1 - 12月	14,045,487	12,571,497	14,373,990	1,270,327	233,509	3,320,137	0	-	-	-
熱海瓦斯	一般	1 - 12月	763,061	675,523	87,538	68,454	▲ 19,644	299,600	0	-	-	-
御殿場ガス	一般	1 - 12月	167,989	164,569	3,420	3,767	16,132	56,000	0	106.50	109.40	2.66
島田ガス	一般	1 - 12月	269,051	381,372	▲ 112,321	▲ 114,012	▲ 592,575	226,462	0	23.90	35.00	46.48
中遠ガス	一般	1 - 12月	330,149	313,219	16,929	14,911	▲ 19,614	141,400	0	-	-	-
袋井ガス	一般	1 - 12月	213,424	197,838	15,585	11,868	▲ 10,746	104,000	0	-	-	-
関東天然瓦斯開発	特定	1 - 12月	640,893	540,450	100,442	71,739	▲ 150,365	38,124	0	12.64	15.04	18.98
南富士パイプライン	特定	1 - 12月	1,289,951	612,510	677,440	494,037	▲ 208,579	16,907	0	-	-	-
伊奈都市ガス	一般	9 - 8月	(未公表)									
エネクル	一般	10 - 9月	(未公表)									
エネクル (冲山地区)	一般		(未公表)									
エネクル (宇都宮地区)	一般		(未公表)									
エネクル (富岡地区)	一般		(未公表)									
鈴与商事	特定	9 - 8月	211,451	247,024	-35,572	-35,572	▲ 72,009	3,421	0	-	-	-
5. 中部局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
中部電力ミライズ	特定	4 - 3月	***	***	16,708	11,917	0	7,540	0	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												
サーラエナジー	一般	12 - 11月	12,694,751	11,157,566	1,537,185	1,074,711	▲ 22,584	1,997,576	0	-	-	-
犬山瓦斯	一般	1 - 12月	630,808	544,493	86,315	65,065	33,939	119,826	0	-	-	-
津島瓦斯	一般	1 - 12月	217,617	207,736	9,881	4,011	▲ 18,877	44,773	0	83.39	85.74	2.81
大垣ガス	一般	1 - 12月	1,244,370	1,059,986	184,384	134,331	▲ 2,990	434,997	0	-	-	-
6. 北陸支局所管												
(1) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												
日本海ガス	一般	1 - 12月	5,256,368	4,987,287	269,081	57,305	▲ 500,015	745,321	0	42.71	44.03	3.09
高岡ガス	一般	1 - 12月	588,441	671,197	▲ 82,756	▲ 79,048	▲ 265,038	119,180	0	60.05	57.27	▲ 4.62
7. 近畿局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
河内長野ガス	一般	4 - 3月	664,679	645,039	19,640	▲ 5,374	▲ 145,104	95,288	0	45.58	47.71	0.27
大津市	一般	4 - 3月	3,343,755	2,865,306	478,449	510,451	1,114,698	822,000	292,698	20.59	22.72	10.33
大武	一般	4 - 3月	116,922	128,699	▲ 11,777	▲ 12,148	▲ 71,181	78,751	0	101.25	110.58	9.22
甲賀協同ガス	一般	4 - 3月	71,260	59,796	11,463	8,501	▲ 22,059	22,912	0	30.74	32.19	4.69
関西電力	特定	4 - 3月										
関西電力 (堺地区)	特定	4 - 3月	133,358	93,801	39,557	40,183	0	3,746	0	-	-	-

関西電力（南港地区）	特定	4 - 3月	2,362	5,355	▲ 2,993	▲ 2,959	▲ 3,074	134	0	-	-	-
関西電力（姫路地区）	特定	4 - 3月	676,565	461,351	215,214	202,311	0	33,739	0	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												
桜井ガス	一般	1 - 12月	260,150	260,940	▲ 790	▲ 3,180	▲ 88,130	81,899	0	72.97	76.64	5.02
伊丹産業	一般	1 - 12月	199,051	189,656	9,395	3,725	▲ 144,595	23,173	0	25.12	27.35	8.89
大和ガス	一般	1 - 12月	2,625,482	2,277,709	347,773	40,077	251,718	478,505	0	25.81	25.69	▲ 0.46
8. 中国局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
水島ガス	一般	4 - 3月	747,038	755,743	▲ 8,705	▲ 7,937	▲ 80,136	215,402	0	-	-	-
広島ガス	一般	4 - 3月	12,745,999	12,025,038	720,961	547,497	2,093,936	4,282,552	0	28.18	27.75	▲ 1.53
瀬戸内パイプライン	特定	4 - 3月	***	361,843	215,706	145,367	▲ 204,495	236,981	0	1.27	1.64	29.13
水島エルエヌジー	特定	4 - 3月	117,840	362,697	▲ 244,857	▲ 276,860	▲ 1,574,760	101,435	0	-	-	-
(2) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												
岡山ガス	一般	1 - 12月	4,921,130	5,107,963	▲ 186,833	▲ 134,298	▲ 1,030,897	1,552,914	0	27.24	29.70	9.03
福山ガス	一般	1 - 12月	2,127,185	2,000,529	126,656	103,685	▲ 45,165	549,109	0	39.74	25.18	▲ 36.64
山口合同ガス	一般	1 - 12月	7,203,438	6,356,070	847,368	670,412	▲ 827,525	4,289,053	0	24.96	22.92	▲ 8.17
9. 四国局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
四国ガス	一般	4 - 3月	7,152,547	7,181,012	▲ 28,465	65,087	▲ 1,547,930	1,983,482	0	36.04	36.22	0.50
四国電力	特定	4 - 3月	3,266	4,290	▲ 1,023	▲ 1,059	▲ 1,058	57	0	5.49	5.59	1.82
10. 九州局所管												
(1) 4月1日を始期とする事業年度の事業者												
大牟田瓦斯	一般	4 - 3月	321,730	345,366	▲ 23,636	▲ 20,928	▲ 373,238	33,715	0	54.33	55.76	2.63
筑紫ガス	一般	4 - 3月	1,143,719	1,064,532	79,187	61,662	▲ 63,073	385,656	0	-	-	-
久留米ガス	一般	4 - 3月	949,694	882,581	67,113	46,276	26,831	96,344	0	-	-	-
高松ガス	一般	4 - 3月	32,289	39,451	▲ 7,162	▲ 7,264	▲ 23,430	0	0	81.19	99.36	22.38
鳥栖ガス	一般	4 - 3月	354,560	533,958	▲ 179,398	▲ 181,814	▲ 373,688	101,035	0	-	-	-
佐賀ガス	一般	4 - 3月	850,584	829,697	20,887	7,408	▲ 298,641	221,501	0	72.79	74.65	2.56
九州ガス	一般	4 - 3月	965,224	880,038	85,186	61,237	▲ 3,272	151,490	0	-	-	-
大分瓦斯	一般	4 - 3月	1,931,695	1,851,653	80,042	49,117	▲ 164,226	537,807	0	-	-	-
宮崎瓦斯	一般	4 - 3月	1,816,092	1,764,210	51,882	63,514	▲ 107,459	604,290	0	41.72	46.58	11.65
日本瓦斯	一般	4 - 3月	3,148,120	2,929,031	219,089	162,527	68,841	999,915	0	31.33	31.91	1.85
加治木瓦斯	一般	4 - 3月	137,792	171,840	▲ 34,048	▲ 34,021	▲ 207,493	13,565	0	114.86	147.40	28.32
国分準人ガス	一般	4 - 3月	96,916	85,881	11,035	5,381	▲ 64,314	9,776	0	96.58	111.22	15.16
筑後ガス圧送	特定	4 - 3月	748,453	758,833	▲ 10,380	49,064	32,899	156,211	0	8.29	7.11	▲ 14.2
三愛オブリ	特定	4 - 3月	433,443	383,015	50,428	20,598	33,350	98,980	0	17.99	17.42	▲ 3.17
九州ガス圧送	特定	4 - 3月	402,951	325,083	77,868	59,769	53,891	122,126	0	-	-	-
11. 沖縄局所管												
(1) 4月1日をまたぐ事業年度の事業者												
沖縄ガス	一般	1 - 12月	1,249,237	1,157,913	91,324	59,442	15,611	443,662	0	34	40.17	18.36

※1 本託送収支の数値は、各社公表資料（2023年12月7日時点）にて作成。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「-」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

- ※4 一定水準額：事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかを選択できる。ただし、みだりに変更はできない。
- ※5 伊奈都市ガスにあっては託送収支の公表期日が2023年12月末まで、エネクルにあっては託送収支の公表期日が2024年1月末までとなり、2023年12月7日時点時点において託送収支が未公表のため。